

東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

東京都六市競艇事業組合規約の一部を変更する規約

東京都六市競艇事業組合規約（昭和41年4月7日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

東京都六市ボートレース事業組合規約

第1条中「東京都六市競艇事業組合」を「東京都六市ボートレース事業組合」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（変更理由）

令和8年4月1日より当組合の名称を「東京都六市ボートレース事業組合」に変更するため、当組合規約を変更するものです。

(参考)

東京都六市競艇事業組合規約 新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

新	旧
<u>東京都六市ボートレース事業組合規約</u> (組合の名称) 第1条 この組合は、<u>東京都六市ボートレース事業組合</u> (以下「組合」という。) という。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u>	<u>東京都六市競艇事業組合規約</u> (組合の名称) 第1条 この組合は、<u>東京都六市競艇事業組合</u> (以下「組合」という。) という。